

第17回

青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日時 令和8年5月22日（金）午後2時

場所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第17回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和8年5月22日（金）午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 令和8年度の児童・生徒数について

4 協議事項

(1) 再編の更なる検討について

(2) 東部1地区再編案について

(3) 東部2地区再編案について

(4) 南部地区再編案について

5 その他

6 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	青 柳 公 美
	副会長	加 藤 博 行	委 員	小 山 洋 一
	委 員	和 田 孝	委 員	榊 貴 久
	委 員	山 崎 尚 史	委 員	島 崎 光 政
	委 員	田 中 明 子	委 員	関 塚 桂 子
	委 員	横 井 由 佳	委 員	浅 原 葉 子

事務局	学校教育部長	谷 合 一 秀	教育総務課長	榎 戸 智
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	学務課長	桶 川 法 夫
	企画政策課長	山 口 剛	教育総務課施設係長	東 康 広
	施設課長	榎 本 雅 弘	教育総務課主査	星 野 聡 史
	市民活動推進課長	小 澤 和 征	教育総務課	佐 野 円 香
	子育て応援課長	木 下 政 寛		

1 開会

【会長】 それでは、会議の進行については、私のほうでさせていただきます。

まず初めに、会議の成立についてです。

本日は、本橋委員、平岡委員から事前に欠席の連絡を、青柳委員からは遅参の連絡を頂いております。また、浅原委員につきましてはまだお見えになっていないため、現在、14名中10名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定より、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第17回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について、委員の皆様にお諮りいたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、8人の方々から傍聴の申出がありました。本審議会として傍聴を許可することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと思います。

（傍聴者入場）

【会長】 傍聴の方々に申し上げます。

傍聴券に、会議におきましての遵守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう御協力をお願い申し上げます。

それから、浅原委員と青柳委員が今到着いたしましたので、現在12名の御出席をいただいているところでございます。

2 あいさつ

【会長】 次に、次第の2ですが、会議に先立ちまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ御参集いただき、感謝を申し上げます。

いよいよ審議会の最終年度になりました。市内各地区の学校再編案を決定し、それに付随する望ましい施設設備も含めた答申をしていくことになります。今回からは、各地区の再編案を決定していくことになります。2059年度を最終とした再編案です。

2059年といいますと、30年以上で随分先のことのように感じますが、その頃、児童生徒数は今年度の7,506人から将来推計では4,823人、約64%にまで減少します。また、市として、昭和40年代から50年代に建設された校舎が、第一小学校と第三小学校が耐用年数を迎える2036年、つまり、10年後から次々に建て替え時期を迎えます。ある意味、青梅市の学校施設の在り方の方向性を打ち出すことは待ったなしの状況にあります。

私たちの審議会は、それに対応するための学校の再編と充実した施設の在り方を審議してきたわけですが、青梅市の将来の財政といった大人の事情を考慮しつつ、しかし、最も大切なことは、子どもたちの教育の質を保障するとともに、子どもたちが楽しく幸せな学校生活を送れるような学校となる基盤をつくるのが、私たちに課せられた任務だろうと考えています。そういう意味で、本日からの再編案の決定に当たっては、子ども目線を大切に議論いただければと考えます。本日もよろしく御審議をお願いし、挨拶とさせていただきます。

3 報告事項

(1) 令和8年度の児童・生徒数について

【会長】 それでは、早速ですが、報告事項に移りたいと思います。

(1) 令和8年度の児童・生徒数について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、報告事項の(1) 令和8年度の児童・生徒数について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

令和8年度、4月7日現在の児童・生徒数でございます。上段が小学校、下段が中学校となります。昨年度と比較して、一部の学校で僅かに増えているところもありますが、市全体では減少傾向でございます。また、学級数については、今井小学校の1年生において、これまでは2学級の編制でございましたが、今年度は1学級の編制となり、今井小学校においても単学級の学年が発生しております。これにより、東小学校を除く市内小学校16校のうち6校、3分の1以上の学校が単学級を含む状況となっております。

規模の話ではありませんが、下段の新町中学校の欄を御覧ください。括弧書きでチャレンジクラスとありますが、今年度より、新町中学校内に分教室として不登校支援の学級を都の補助金を活用して設置しております。括弧内の数は内数となりますが、6人の生徒が在籍しております。

また、表の右から3列目は特別支援学級となります。児童数は23人、生徒数は2人、それぞれ増加しております。

裏面を御覧ください。

表の左から順に、令和2年度から8年度までの推移でございます。令和8年度の欄の下から5行目、通常学級の児童・生徒数の合計は、御覧のように7,000人を切った状況にあります。

以上で、大変雑駁ではありますが、令和8年度の児童・生徒数についての報告を終わります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

今、御紹介いただきましたけど、裏面の下から5行目ですか、子どもたちの数が、例えば、令和2年度でいきますと合計8,575人でしたけれども、今年度は6,953人と、かなり急激に減ってきているというような状況がこれでお分かりかと思います。

今井小学校は、先ほど御紹介ありましたけど、1ページ目の真ん中部分ですね、今井小学校の右のほうで、届出学級数というところを御覧いただきますと、1年生が1で、あとは2クラスず

つとなります。ここ、今井小学校、初めて単学級、1 学年 1 学級が生じたというようなお話でした。

これについて、御質問とか御意見ございますでしょうか。——ございませんか。では、またこういう数字を頭の片隅に入れていただきながら審議を続けていただければと思います。

4 協議事項

(1) 再編の更なる検討について

【会長】 それでは、協議事項に移りたいと思います。

まず、協議事項（1）再編の更なる検討についてです。

前回、学校運営協議会からの意見について、審議会での考え方をまとめました。それを踏まえて、今年度、答申を出していくことになります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、再編の更なる検討について御説明いたします。

審議会における今までの議論および学校運営協議会からの意見を受けて、更なる検討を行う上での土台となる部分について、確認の意味も込めて、御協議いただければと存じます。

まずは、資料 2 を御覧ください。

今年度の答申に向けたロードマップとなります。

中段に矢印でステップ 1、ステップ 2 とありますが、答申に向けて大きく 2 つのステップを考えております。

ステップ 1 では、再編案の更なる検討、答申案の骨子の検討、そしてステップ 2 では、答申案と附帯意見の調整となります。また、その下には、議題となるような事項を記載しております。各段階の審議状況によりますが、今回は前提条件等の確認を行い、東部と南部地区の再編案の確認を行った上で、可能な限り地区内の再編案を御決定いただきたいと考えておりますが、修正等の必要があれば、次回に修正案を御協議いただくようなことも想定しております。そして、次回以降は、西部・中央・北部の再編案について、更なる御協議をいただき、併せて答申に向けた骨子についても御協議いただければよろしいのではないかと考えております。

そのような流れから、ロードマップ上では、ステップ 1 を 8 月まで、ステップ 2 を 1 月までとしておりますが、これは、年度を前半・後半と分けた目安にすぎませんので、この期間ありきではなく、場合によっては前倒し、または、後ろ倒しにはできませんので前回のような臨時会の開催も視野に入れていただく必要がございます。

そして、その後、ステップ 2 では、各地区の再編案が決定し、答申の調整に入ります。答申については、再編案のみならず、前提状況や附帯事項についても御協議いただく必要があるのではないかと考えております。

答申時期は令和 9 年 3 月末となっていることから、ここまでに議論をおまとめいただくこととなります。

まずは、今年度の予定および目標を御確認いただきまして、次に、資料3を御覧ください。

再編の更なる検討についてでございます。

初めに、1の再編検討の前提条件となります。

これに関しては、今までの議論を戻さないためにも、前提条件として、いま一度御確認いただきたい内容となります。

まずは、上段に再編方針からとありますが、昨年度、各地区の再編案を検討する上での方針となり、1点目として、地区割にもとづき検討として、市内6地区に割った地区割をベースに検討すること、2点目として、学校規模適正化基本方針として、学校の規模、配置については、記載の規模・配置にもとづき検討すること、3点目として、施設形態は施設一体型小中一貫校を目指すとしております。

次に、その下の今までの議論および学校運営協議会からの意見を受けての前提条件となります。

前回までに御協議いただき、学校運営協議会委員に対して、審議会の考えとして方向性を示している事項となります。

項目を分類分けして記載しておりますが、1点目の基本的な考え方として、一昨年度作成した推計値を前提とする。規模・配置・小中一貫教育を複合的に検討する。全ての学校を小中一貫校とする。分校の設置は行わない。サテライトクラスは検討しない。自治体域を超えた再編は検討しない。新たな学校用地の取得は検討しない。特別支援学級については、再編案が固まった後、教育委員会にて適正な配置を行うことを前提とする。コミュニティ・スクール等により地域と学校のつながりが維持されるとしております。

次に、2点目の通学についてとして、遠距離通学においては公共交通を利用し、現状のダイヤで通学時間帯に活用できないものは要請等により利用できることを前提とする。交通費については現在の市の助成制度が継続されること、公共交通の空白地帯についてはスクールバスの導入も視野に入れること、新たな通学区域の安全対策はハード・ソフトの両面から対策を行うこととしております。

次に、3点目の施設面についてとして、建て替え後、再編後にさらに児童・生徒数が減少した場合も多目的に活用できる設計とする。全ての学校に屋外プールは設置しない。学区域が広がる場合は十分な駐車場を確保する。校地内に学童保育所を建設するとしております。

最後に、4点目のその他として、再編における児童・生徒の心のケアを重視する。縦割り班等の異年齢交流が継続されること、跡地の活用も含めて市の魅力が損なわれないことを前提とする。同様に避難所機能等の防災力が維持されること、災害時の学校での留め置き対策が充実されること、再編の実施については、保護者をはじめ、多くの市民から理解を得られるよう周知することとしております。

ここまでは、前提条件として、今後の議論が戻らないように御確認いただきたいと考えております。

次に、下段の2、更なる検討が必要な事項については、小規模特認校の設置、遠距離通学にお

ける負担軽減、山間部等の地域特性、詳細な通学シミュレーション、施設一体型小中一貫校の既存校地での建設の可否、北部地区、西部地区、3地区複合案の学校配置、今寺四丁目の学区域、駒木野の学区域について、この後、更なる御議論をいただきたいと考えております。

なお、本日の東部・南部については、下線部の項目が議論いただく内容となります。

次に、各地区の再編案の前に、資料4を御覧ください。

遠距離通学へ対策と学校設置基準等にもとづく必要面積についてとなります。再編の更なる検討におけるバックデータと捉えていただければと存じます。

1の遠距離通学への対策についてとして、(1)青梅市の対策では、現状、アのとおり、公共交通を利用した場合に通学費を全額補助する制度がございます。ただし、指定校変更を行った場合は対象とはなりません。なお、この助成制度については、子育て支援策としての保護者負担軽減となりますが、実質的な効果としては、遠距離通学への対策の意味合いも含んでおります。

また、イのとおり、成木地区の小学校を統合する条件として、成木小学校においてスクールバスが導入されています。

次に、(2)近隣市における対策事例では、アの八王子市では、通学距離が2キロを超えた場合に交通費の3分の2が補助されています。また、一部の地域においてはスクールバスが導入されています。

次に、イの町田市でも同様に、小学校1.5キロ、中学校2キロを超えた場合に交通費の3分の2が補助されており、現在、学校再編計画の中で、一部地域にてスクールバスの導入が検討されています。

最後に、ウのあきる野市では、一部の地域にて交通費の全額補助、また、同地区にてスクールバスの導入が行われています。

現状として、他市と比べて本市の対策が劣っているような状況ではございません。

次に、2の校地の面積については、学校施設の面積の基準については、国の学校設置基準と補助金の基準となる2種類が示されております。

(1)では、学校設置基準として国が示す校舎・グラウンドの満たすべき面積等が、また、裏面を御覧いただきますと、(2)では、国庫補助に対する面積の基準として、校舎および体育館の基準がございます。この国庫補助に対する面積基準については、実際に建設する規模にかかわらず、こちらに記載の面積までが補助金の対象となるといった意味合いとなり、これを超える場合は自治体の財源にて対応することとなり、国においてもこの面積程度が過大でもなく妥当であると捉えられます。

それぞれの規模として計算式を記載しておりますが、校舎については、(1)の基準よりも(2)の基準のほうが面積的には大きいものとなっております。この後、各地区の再編案において、校地の面積についての基礎データとしております。

また、参考までに、(3)青梅市の学校として、現在の市内の小中学校の校舎・体育館・グラウンドの平均面積およびそれぞれの最大と最小を記載しており、イメージを持っていただければ

と考えております。

この後の協議事項における確認的な意味合いも含めて、事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。

量が多いので、おさらいをしてみたいと思います。私なりの言葉でもう一度振り返りたいと思います。

資料2を御覧いただきますと、いよいよ答申に向けて、この手順で進めていこうと。前半では、吹き出しのように書いてあるところですが、本日、前提条件を確認しております。本日取り扱うのは東部・南部地区の再編案、これができたら、次回は西部・中央・北部地区の再編案の決定をしていくということになろうかと思います。ステップ2では、決まってきたことプラス、委員の皆様から、再編案だけではなくて、施設設備のことなどでも、こういう学校にしたいのだという御意見、今までも出ていますけれども、これからも出していただいて、そういうものとか、それから、これからどういうふうに出るか分かりませんが、再編案については、こういうことをもっと配慮して入れたらどうかという附帯意見などが出したら、そういうことの検討もここでして、最終的に骨子案をつくるという流れになろうかと思います。少ない回数の審議会ですので、充実した会議に毎回していきたいと思います。

それから、資料3を御覧いただきますと、これは1番と2番に分かれていますよね。1番は再編検討の前提条件と書いてありますけど、これまで私どもで検討してきて、こういうことは押さえましょうと、こういうことを押さえた上での再編案を考えていきましょうと、いろんなことで出てきたもので、これは先ほど御説明にありましたように、もう後戻りしないというために、これは押さえていきたいと。それから、2番ですけども、これは本日を含めてこれからの検討事項です。特に下線部は本日特に取り扱っていくということです。

それから、資料4になりますけれども、1番の遠距離通学への対策については、事務局から資料として出た理由を私は考えて、やはり校区のあることをどうするのだよということが前からの懸案事項ですね。そういう意味で、現在、本市、それから、例に挙げた3つの市はこういう状況になっていますと、こういうことを参考にしていけたらということでございます。それから、2番の校地の面積ですけども、裏にかけまして——見ただけじゃよく分からないですよ。この表は、先ほど御説明ありましたように、この後、再編案を決定していくときの案でも、学校の広さは足りるのという疑問にきちんと答えるために、確認をしていくための基になる計算式であると思います。

以上、私から確認してみましたけれども、皆様から、そもそもこの言葉の意味がもう一回きちんと理解し難いので説明してほしいとか、何でも結構ですけど、御質問とか御意見ございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。分かったらいいので御教示いただきたいのですが、資料4の交通費の通学費補助のところなのですけども、こちら、青梅市のほうは全額となっているのですけれども、八王子と町田というのは3分の2となっているのですけど、ここは何で3分の2なの

かなという意図がちょっと。もし分かればいいのですが。青梅のほうを決めるときにももしかしたら参考になるかもしれないので、ここの3分の2というのは、何の意味があって3分の2になっているのかなというの、もし分かれば御教示いただきたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。1つずつ答えていただきますか。予測していたことですから。

【事務局】 明確には調べていないので、その3分の2の根拠は正直、こちらでは把握してはおりません。ただ、補助金というものが、基本的に全額補助というものがなかなか存在しないというのが事実ではあり、一部、利用者の負担というところは持つという意味合いで、3分の1は利用者の負担であったりというところは結構ございます。青梅市におきましては、子育て支援の施策として、保護者の負担軽減ということで全額補助という形を取らせていただいているような状況でございます。

【委員】 了解です。ありがとうございます。

【会長】 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。——よろしいですか。では、今のこの資料を用いて、この後、具体的な編成について検討してまいります。

(2) 東部1地区再編案について

【会長】 それでは、協議事項(2)東部1地区再編案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、協議事項4の(2)東部1地区再編案について説明させていただきます。資料5—1を御覧ください。

おさらいとして、上段の東部1地区の再編案となります。既存の学校として、この地区内には河辺小学校、霞台小学校、若草小学校の3つの小学校と、霞台中学校、泉中学校の2つの中学校を設置しております。

その下の再編案として、昨年度検討した案は2つで、ともに若草小学校を分けて再編する案となり、A案として、河辺小学校と霞台中学校を施設分離型小中一貫校とし、霞台小学校と泉中学校を施設隣接型小中一貫校とする案と、B案として、河辺小学校の位置にて施設一体型小中一貫校①と、霞台小学校または泉中学校の位置にて施設一体型小中一貫校②とする2つの案を検討いたしました。

ここでは、先ほどの前提条件として、施設一体型を目指すことから、B案を中心に更なる検討を行うこととしております。

下段の検討すべき視点を御覧ください。

まずは、1として、既存校地において建設が可能かどうかのシミュレーションとなります。先ほどの資料においてお示した面積の基準等により、(1)河辺小学校の位置にて設置予定の施設一体型小中一貫校①について、現在の河辺小学校の校地面積が1万6,510平方メートルであり、再編における規模が最も大きくなる2042年を想定して計算した場合の面積を記載して

おります。先ほども御説明いたしましたが、校舎の面積の基準については学校設置基準と国庫補助基準の2とおりがございますが、面積が大きくなる国庫補助での基準をここでは採用しておりますので、グラウンドについては学校設置基準、校舎と屋内運動場については国庫補助基準を使って計算しております。

なお、義務教育学校および施設一体型の小中一貫校の面積基準は、国は明確に示していないことから、小学校・中学校を別々に計算して足し上げたものとなり、体育館もグラウンドも2つあるものとして計算しております。校舎については延べ床面積を計算し、3階建ての構造として、3で割った建築面積を表しております。この校舎、グラウンド、屋内運動場の合計は一番右のとおり1万4,769平方メートルと、既存校地に収まります。また、先ほども申し上げたとおり、小学校・中学校の設備をそれぞれ計算して合計しているため、共有できる部分については余裕が生まれるものと想定されます。

次に、(2)霞台小学校の位置にて設置予定の施設一体型小中一貫校②について、こちらは隣接する泉中学校のほうが校地面積は広いですが、計算上は設置が可能であることから、狭いほうの霞台小学校を対象としております。

現在の霞台小学校の校地面積が1万7,924平方メートルであり、先ほどと同様に計算を行いますと、表の一番右側、合計が1万4,910平方メートルとなり、既存校地に収まります。

双方とも詳細な設計の段階で変わる部分もあろうかと思いますが、先ほどの共有部分、また、現在の小学校では4階建て、中学校では5階建てもあることから、校舎面積の圧縮も可能となり、基準等に照らし合わせて既存の校地にて建設が不可能なものではないと考えます。

次に、一番下の2の通学時間および通学シミュレーションについては、資料5—2を御覧ください。

今までの再編案に、通学シミュレーションおよび通学時間の範囲を入れております。ここでは二重丸で学校の位置を示しており、学校を中心に半径1キロメートル、徒歩約15分圏内を円で表しております。また、左下には、再建における時点ごとの学校規模と、先ほど御説明したそれぞれの学校が最も大きくなる時点の学校規模、また、右側の四角の中には再編方法を再掲しております。

この地域は、若草小学校を分けて再編することから、現在の若草小学校区からの通学シミュレーションを記載しております。地図上に①から④と4つの地点を置き、それぞれ学校までのルートを、そして、資料右上には経路と所要時間を記載しております。時間については、徒歩で時速4キロメートルとして計算しております。一番遠方となる地点については、③として、新町三丁目から現在の霞台小まで約27分となり、現状よりは遠くなりますが、30分以内となります。また、他の地点についても11分から13分程度となり、通学に対する過度な負担はないものと考えられます。

以上で、東部1地区再編案についての説明を終わります。

【会長】 事務局からの説明は終わりました。

この地区の再編案について、審議会として結論を出していく段階となりました。通学のシミュレーションなどについて、皆様から御質問、御意見等を頂けたらと思います。いかがですか、この地図を見て。

突然の指名で申し訳ないのですけれども、委員、この案の感想でも何でも結構ですけれども、ございますでしょうか。

【委員】 今、御説明があった中で、施設一体型の小中一貫校を目指していくという、このところで、構想がきれいにできているなと思いました。無理がないという感想を持ちました。それから、通学の時間について、資料5—2の③のところからは、27分というところで、ぎりぎりという感じはありますけれども、何とか行けるかなとは思いますが、これは過度な負担を強いているかと言われれば、その辺は大丈夫かなと思いました。

【会長】 ありがとうございます。

保護者の立場で見たときにいかがでございますでしょうか。

【委員】 やっぱこの③の時間が気になってしまって、むしろこれは新町のほうに行ったほうが近いのではないのかなというふうに思いました。

【会長】 前回、そういうふうな話題も出たかと思いますが。

【委員】 前回、3月は参加していないので。

【会長】 結構ですよ。実は私も気になって、この③のところからスタートして、この経路に沿って歩いてみました。ちゃんと計算どおりなのかなとか思いながら歩いたのですけれども、おおむね1年生、2年生、小学生が歩くぐらいの速さで歩いたつもりなののですけれども、大体この計算の、27分じゃなかったけど、私は大体30分だったのですけれども、何とかこれは行くかなと。やはり私も委員と同じように感じました。遠いには遠いけどね。

あと、新町小のほうはどうなのだろうということについて、事務局のほうからおさらいを兼ねて説明していただければと思いますが、事務局お願いします。

【事務局】 今、御説明ありましたとおり、③の新町三丁目になりますが、こちらがちょうど、この経路の図で隠れてしまっているのかなと思います。その辺りに新町小学校、中学校がございます。直線距離でいうと、確かにそちらのほうに近いような状況がございます。ただ、この上に東小・中学校、誠明学園がございまして、こちらはどっちにしても迂回して行かなければいけない状況で、前回お示しさせてもらった資料におきましては、通学時間がそれほど大きく変わることはなかったというところでございます。また、こちらの新町三丁目を新町小学区に移した場合の想定される2059年での学校規模が望ましいものも満たせない状況等もありまして、このままの学区域ということで前回御協議いただき、御決定いただいたいと捉えております。

【会長】 御理解いただけたでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 これを新町小学校、つまり新町中学校のほうへ移した場合に、泉中でしたっけ（「はい」と呼ぶ者あり）泉中学校がこの規模は確保したいなというものにいかない可能性があるとい

うことでもありますので、そのようなことだと思います。

ほかにございますでしょうか。

私からですけど、河辺小学校となっていますけれども、すぐ近くに霞台中学校もありますけれども、ほかの案は大体、小中学校を一緒に出していますけど、ここだけ河辺小だけ書かれていますけど、この辺りはどんなことで河辺小にしたのか。もう一度説明していただけたらありがたいのですが。

【事務局】 今、御指摘ありましたとおり、東部1地区におきまして、下の施設一体型小中一貫校②につきましては、霞台中学校と河辺小学校という候補地がこの学区域内にはあると捉えております。こちらは、霞台中学校の位置がこの学区域を見たときに西部に位置しているというところがまず一点ございます。小学生としての通学の負担を考えた場合に、学区域の真ん中である河辺小学校のほうが望ましいのではないかというふうに考えて、こちらの案としております。

【会長】 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

【委員】 この具体案を検討するに当たって、今日示されている2番目の更なる検討が必要な事項が書かれているわけなのですけれども、遠距離通学における負担軽減についてという項目が今後の課題として残っているわけです。確認なのですけれども、遠距離通学という定義、これは何を以て遠距離通学とするのかという、その基準については、1番のところですね、前提条件になっている小学校通学区4キロ以内、逆に言うと4キロ以上を遠距離とするのか、その辺の基準については、どういうふうに考えていらっしゃるのかということ。

あわせて、今検討、話題になっている③に住んでいるお子さんたちは、その対象にならない、あるいは、何か通学に関する負担の軽減の対象になるのか、その辺のところは事務局はどんなふうにお考えなのかということ。これから、いろんな事例が出てくるでしょうから、その辺のところをあらかじめ押さえておけば、これからの議論の中でも話題にできるし、ある意味、結論が見えてくるのじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

【会長】 2つ質問がありますが。

【事務局】 まず、前提条件といたしましては、学校規模適正化基本方針の中で、通学の距離は、小学校4キロ、中学校6キロ、共に通学時間は1時間以内というところを基準とさせていただいております。

こちら国の基準にのっとったような形で市が定めた形となっております。ただし、これが学校運営協議会からの意見等と、また審議会の意見等々を踏まえて、1時間小学生が歩く、毎日歩くということが妥当かどうかというところには、若干の疑義が生じているとは思っております。

ただ、まずは基準となる4キロ、6キロ、1時間というのは大前提とさせていただく中で、こちらの徒歩30分を善とするか、今後の検討課題でもございますが、まずはそれ以上かからないことが、また前提には、一部なるのかなと考えております。

【会長】 今、徒歩30分ぐらいがめどだということでしょうか。

【事務局】 一般的に。

【会長】 一般的にね。八王子とか町田の例が出ましたけど、大体2キロで補助金を出すかどうかを決めていますよね。今の30分というのは、2キロ、徒歩30分ぐらいが遠距離通学で補助金を出す基準になるのじゃないかなというようなお答えだったかと思いますが、間違っていますか。大丈夫、いいですか。

はい。それからもう1点……

【委員】 4キロが基準だということですよ。ほかの地じゃなくて青梅としては、4キロを一つの基準にして、これから議論するということですよ。

【会長】 今、あれです。負担軽減の話ですよ。

【委員】 まだ遠距離通学、遠距離通学の対象となる事項……

【会長】 はい、分かりました。じゃあ、もう一度、私、確認で。いわゆる負担軽減をちょっと置いておいて、遠距離通学の基準ということで事務局に確認をもう一度したいということですね。

【事務局】 大前提としては、先ほど述べさせてもらったとおり、小学生4キロ、中学生6キロというところです。

【会長】 はい。小4キロ、中6キロということで、今大前提で進んでいるので、それには変わりないと。

負担軽減のことは検討はなさっていないのですか。

【委員】 これ連動しているので難しい聞き方をしちゃったのですが、要するに、遠距離通学の基準は分かりました。それで、その対象にならないものに対しては負担軽減の措置は取られないという解釈でよろしいかということがつながるのですが。例えば、4キロ以内の小学生が交通手段を使うといった場合には、それは負担軽減の対象になるのかという、そういう応用問題も出てくるのじゃないかなというふうに思っています。

そのときに、今回出ている3番のところなども、その例として、今後、出てくる。4キロ以内なのだけでも、そういう交通手段の希望があったときにも負担軽減の対象にはならないのでしょうかという確認をしておいたらどうかという提案です。

【会長】 これは皆さんの御意見を、まずいただくというところからいこうと思いますけれども、今の和田委員からの話、分かりますよね。4キロと6キロ、変わらない、これは決めた。あと、しかし、4キロとか6キロから短い小学生、中学生の負担軽減ということの補助金などの範囲は、一体定めるのかというような話ですけど、御意見ありましたらお願いします。

【委員】 私、質問しておいて申し訳ないのですが、今、こちら委員全体に質問の議論をなさいということなので。私は、基準に従って、基本的には特別な事情がない限り、負担軽減をしない方向で検討していったほうがいいというふうに思っています。

【会長】 委員が、4キロ、6キロが基準なので、それ以下のものについては、特に負担軽減の措置は取らないと。

【委員】 特別な事情がない限りね。

【会長】 ええ。特別な事情がない限り。というような御意見ですが、いかがですか。

【委員】 私も、今出していただいている前提条件に従って、このものさしでやっていくのがいいなと思います。

ただ、これちょっと確認なのですが、今、現行で隣接の場合は、より近いほうに選択ができるというのは、今回のこの再編のときも変わらないでよろしかったでしょうか。

【会長】 今の青梅市の方針を延長して、今考えていますので、ちょっとそれは前提条件で考えたほうがいいかと思いますけど。

【委員】 そういう選択肢もあっていうのであれば、この前提条件でやっていくのがいいのじゃないかなと思います。

【会長】 委員いかがですか。

【委員】 そのとおりでよろしいかなと思います。委員の言うとおりでいいのかなと、私も思っていますけど。

【委員】 その場合、指定校変更の扱いにならないですか。隣接の場合にはならないということですか。

【会長】 そもそも隣接とは近いから、遠距離通学と遠距離通学にはならないと、そもそも。

【委員】 今、青梅の条件を、補助条件を踏まえて話をしているのですね。

【会長】 ええ。

【委員】 確認してもらったらいいいのじゃないですか。

【会長】 どうぞ。

【事務局】 まず居住する住所によって指定校、就学する学校は決められております。ただし、今の学区域の弾力化という形で、明らかに、その住所により就学されている学校よりも距離が近い学校であれば、指定校変更が可能という形の運用をさせていただいておりますので、その場合は、もちろん指定校変更という扱いにはなります。

【会長】 なりますということですね。

ほかにございますか。

【委員】 今のことに関して。例えば、今の河辺駅周辺、この地域のところでいくと、そもそも近いですね。より近いほうを選択できるとなると、ここのところは、ある程度をもって、そっちに行きたいですということを、積極的に認めていくというふうにとってもいいでしょうか。

【会長】 現在の方針そのものが、とにかくとっていくのかということでの改めの御質問かと思いますが。

【事務局】 希望があった場合にそれは認めていくという前提でございます。

【委員】 それでは、この原則論というのは、どこでも通用していくというところだというふうにとらえればいいのかということで理解をします。ありがとうございます。

【会長】 ほかに御意見ございますか。ちょっと会長として一回述べさせていただきます。

私は、4キロ、6キロを超えたものだけに負担軽減というのは、ちょっときついかなという感じがしています。今、他市でもありますように、2キロが決めてますよね。ですから、学校の

この再編案をつくるに当たっては、小学校4キロ、中学校6キロというような、これはもう定めていくということで、私としてはいいと考えているのですが。

ところが、実際に子どもが通うときに、小学生が、例えば4キロギリギリの子どもが、バス路線があるにもかかわらず補助が出ないということで、この暑くなる時代に延々と1時間以上歩いていくというのは、ちょっとかわいそうかなと思いますね。そういう点では、私の考えでは、大体2キロぐらいを1つの目安にしたらどうかなと考えているのですけど。

【委員】 私は、この検討事項の文章が、「遠距離通学における負担軽減」という表記になっているので、そのことを確認したまでの話なのです。だから、実際に通ったときに、その負担軽減に対して、例えば、交通費の補助をするとかそういう話題が出たときには対象になるのかどうかということは、この場で検討しなきゃいけない項目になるのじゃないかというふうに思っています。

この文書は、「遠距離通学における負担軽減」なのです。だから、そのことを、今、確認したら、会長は、距離ではないという話だったので。そうすると、この文書とはまた違う負担軽減の条件をつけないといけないということになってきますよというふうに思っているのですけど。

【会長】 私の解釈は、この遠距離通学というのは、私どもが決めている4キロ、6キロというこの基準そのものとは捉えていないのです、私はね。この言葉遣いが、「遠距離通学における負担軽減」、つまり遠距離通学とは何かって、初めに和田委員がお聞きになったそれなのです。

遠距離通学とは何かということについて、もう一度確認して4キロ、6キロという話でした。それを当てはめれば補助も出ない。さっきのお話しした資料3の2番の上から2行目になりますが、「遠距離通学における負担軽減について」というところですけど、そうなるのじゃないかというような委員の御意見だと思いますけど。

【委員】 その遠距離というのは、その捉え方は個々によって違うということだと思います。だから、その4キロが遠いと思う方もいらっしゃるし、近い、大丈夫と思う方もいらっしゃるかと思います。

現状で小学生、中学生が歩いていくというようなことでいったときに、国の基準がまずあってというところであれば、まずそれを原則とし、例えば、車椅子を使わなければならないような生徒とか、ちょっと歩行が困難であるというようなハンディがあるという場合には、その距離が、例えば近くても、違う基準で、そういった支援というか補助みたいなところは考えていくと思うのですね。

それが山間地なのか、まちなのかという条件も変わってきますから、原則として、今これが示されているというところであれば、そうですし、その補助、交通費の補助ということだから、その交通手段を使うという場合に検討していくことは、その時点のところでは、あるかなとは思いますが、現状では、この30分、今のところでは30分、2キロ程度をよしとして、その上限としては、4キロ1時間というところも、やっぱりもうそれは遠いでしょう、遠距離でしょうというふうに捉えているというふうにとれば、今これで進めていって、私は大丈夫なの

ではないかと思います。

必要に応じて、その状況に応じて、またそのとき、その時代時代じゃないですけど、感覚で、多分違うふうになってくるというのがあるかと思います。一般的なバスだけじゃ、もしかしたら、その将来はないかもしれないですし、違うような、もう少し簡便にできるような、ローコストでできるとかみたいなことも考えられるのではないかなとは思いますが。

【会長】 ほかに御意見ございますでしょうか。

【委員】 お話をお伺いして、ずっと思っていたんですけど、やっぱりこの紙面を見るだけしかお話しできないじゃないですか。やっぱり実際問題やってみた上で、そのときが来て、例えば今よりも暑くないかもしれないし暑いかもしれない。そのときによって、やっぱりもう状況は本当に変わってくるので、もうこれでこうしてみましようというふうに言って、どんどん先へ進めないと、ずっとここで二の足を踏んでるような気がしてしょうがないのですね。

これを見ただけで、ううん、遠いと思うけど、実際問題、自分は子どもながらに30分歩きました、毎日、6年間。おかげさまで丈夫になりました。本当に丈夫。喘息持ちだったんですけど丈夫になりました。

だから、やっぱりこういうふうに皆さんがいろいろ苦労して決めてくださったことです。いいのじゃないかななんて私はこうやって見ていたんですけど、やっぱりそのときの、30年後がどうなっているか、やっぱり分からないことなので、もうこれで行って見たらどうなのかなという気持ちにはなっています。

【会長】 ありがとうございます。ということは、小学校4キロ、中学校6キロというようなことで、今、再編を図っているのですが、この補助については、また今の委員の意見などを伺いしても、これからいろいろ変わっていくだろうから、だから今ここで、それを論議していかなくてもいいのじゃないかという話……

【委員】 そうですね、まだほかにも決めることいっぱいあるので、まずは、これで行ったらいいかがかかって私は思います。せっかくここまでまとめてくださったので。

【会長】 はい。今現在、そうしますと、4キロ、6キロというようなことで学校再編していきますけども、子どもたちの通う上でのその負担軽減ということについては、ここで取り扱うのじゃなくて、その後、また答申などに向けて配慮事項などで入れていくというようなことでいけたらと思いますが、それでよろしいですか。委員、よろしいですか。

【委員】 はい、私はそれで結構です。今後の話合いの基本になると思うので、ちょっと確認させていただいたということです。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、東部1地区再編案について、これで進めるということで異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】 ありがとうございます。

（３）東部２地区再編案について

【会長】 では、続きまして、東部２地区について、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、協議事項の（３）東部２地区再編案について説明させていただきます。
資料６―１を御覧ください。

先ほどと同様に、上段に東部２地区の再編案を記載しております。既存の学校として、この地区内には第三小学校、新町小学校、今井小学校、藤橋小学校の４つの小学校と、第三中学校、新町中学校の２つの中学校を設置しております。

昨年度検討した再編案は２つで、Ａ案として、今井小学校を第三小学校へ再編し、第三小学校と第三中学校を施設隣接型小中一貫校とし、藤橋小学校を新町小学校へ再編し、新町小学校と新町中学校を施設隣接型小中一貫校とする案と、Ｂ案として、内容はＡ案とほぼ同一となりますが、第三小学校、または第三中学校の位置にて施設一体型小中一貫校①、新町小学校、または新町中学校の位置にて施設一体型小中一貫校②とする案を検討しておりました。

この地区においては、どちらの案も隣接型か一体型かといった点となり、さほど大きな違いはございませんが、先ほどの地区と同様に、前提条件として施設一体型を目指すことから、Ｂ案を中心に更なる検討を行うこととしております。

下段の検討すべき視点を御覧ください。

まずは、１として、既存校地において建設が可能かどうかのシミュレーションとなります。先ほどと同様に、面積の基準等により、（１）は第三小学校の位置にて設置予定の施設一体型小中一貫校①としており、こちらは隣接する第三小学校のほうが校地面積が広いですが、計算上は設置可能であることから狭いほうの第三小学校を対象としております。

現在の第三小学校の校地面積が２万２,５３６平方メートルであり、再編における規模が最も大きくなる２０４２年を想定して、先ほどと同様の内容にて計算を行いますと、表の右端の合計のとおり１万７,４６５平方メートルとなり、既存校地に収まります。

また、（２）は、新町小学校の位置としておりますが、こちらも隣接する新町中学校のほうが校地面積が広いですが、計算上は設置が可能であることから、狭いほうの新町小学校を対象としております。

現在の新町小学校の校地面積が１万７,８３１平方メートルであり、先ほどと同様の内容にて計算を行いますと、右の端の合計のとおり１万７,７７５平方メートルとなり、既存校地に収まります。

次に、２の今寺４丁目の学区域については、資料６―２を御覧ください。

こちらは、学校運営協議会委員からいただいた意見となり、今寺４丁目が再編により分断されているが、同じ学区域にしてはどうかとの意見でございます。

地図上の緑の点線で囲った部分が今寺４丁目となります。現状の学区域は第三小学校となりますが、再編案では、第三小学校区が一時、過大な規模となることから、南北方向の大通りで学区

域を変更し、赤枠で囲った部分が第三小学校区に、それ以外が新町小学校区になっております。

事務局にて周辺の状況を確認し、御参考までに写真を入れておりますが、南北の大通りに関しては、ガードレールはないものの歩道は整備され、また、要所要所に横断歩道が設置されておりますことから、あえて、今寺4丁目を分断する必要性はなく、特段この区域を変更しても問題はないと考えますので、この区域についても新町小学校区とするよう変更の提案をさせていただきます。

次に、資料6—1の一番下の3、通学時間および通学シミュレーションについては資料6—3を御覧ください。

今までの再編案に、通学シミュレーションおよび通学時間の範囲を入れております。先ほどと同様に、二重丸で学校の位置を示しており、2つの学校を中心に、それぞれ半径2キロメートル、徒歩30分圏内を円で表しております。

また、右下には再編における時点ごとの学校規模、また、その左側の四角の中には再編方法を再掲しております。

なお、学校規模の中で黄色い部分については、望ましい規模を満たしていない状況を表しております。

この地域は、新町小学校区は半径2キロメートルにほぼ収まりますが、第三小学校区は地図上の右上、今井1丁目等において半径2キロメートルを超えております。

この今井1丁目等の地域から第三小学校に通学する場合は、西武バスの利用が可能であることから、①を起点としますと、原今井のバス停まで徒歩で10分程度、そこからバスを利用して第三小学校まで7分程度、合計で17分程度の通学時間となります。

②の地点は、現在の今井小学校区の西端から第三小学校まで、③は、先ほど御説明した第三小学校区から変更となる今寺4丁目から新町小学校まで、④は、現在の藤橋小学校区から新町小学校までとなり、それぞれ徒歩で25分程度となり、通学に対する過度の負担はないものと考えられます。

以上で、東部2地区の再編案についての説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。

この地区については2点。まず、今寺4丁目の学区域の変更について、学校運営協議会からの意見を受けて事務局からの提案がありました。

また、それを踏まえた東部2地区の再編案となります。

先ほどと同様に、皆様からの御質問、御意見等ございますでしょうか。

【事務局】 申し訳ありません。お願いします。資料につきまして、資料6—1で訂正をお願いしたいと思います。

6—1の「検討すべき視点」のところになります。（1）の点が2つあるところの上の点、「設置予定地」、これを右に行っていただきまして括弧の中の「校地面積については第三中学校の方が広い」が、これは「霞台小学校」という記載に間違えておりまして、こちらは「第三小学

校」になります。申し訳ありません。

それで、その下の（２）の施設一体型小中一貫校②のこちらにつきましても、同じ部分なのですが、「校地面積については新町中学校の方が広い」が、こちらは「新町小学校」になります。大変申し訳ございませんが、御訂正いただきますようお願いいたします。申し訳ございません。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等ございますか。先ほどの資料６―２については、前回、昨年度、検討したときに、この赤の部分が抜けて新町小学校ということで、それを学校運営協議会で示したところが、この赤い部分ですね。これも同じ今寺４丁目だから一緒にしたらどうかというような御意見があって、そのとおりだということでの提案でございます。

資料６―３の１番の、この２キロから外れているところの四角の１ですね、ここについて、子どもの負担はどうかということで事務局のほうで実踏してきたということで、ちょっと聞いてみましょうか。

【事務局】 はい。要所要所について、私のほうでも実踏してまいりました。この①とありますが、住宅地があるようなところということで、武蔵野台病院までが住宅地があるところということで、そこを基準として歩いてまいりました。

実際に車通りが激しいわけでもなく、危険性はないというふうなことを考えています。

ただ、原今井のバス停からバスに乗るという前提になりますので、もし仮に、これがこのまま歩くとなると、第三小学校の現状の通学路である南側の通りにつきましては、若干道幅も狭いということもありますので、ここに対しては何らかの対策も必要なのだろうなというふうには考えているところでございます。

【会長】 委員、どうですか。この２地区の再編案見て、この点がいいと、もしくは、こういう点は課題として、こういう点はこういうふうに変更したらどうかとか何か御意見ありますでしょうか。もしくは御質問でも結構です。

【委員】 ここに関しては、すごくきれいにできていると思います。

【会長】 きれいにできているということですか。

【委員】 はい。

【会長】 おおむね皆さんから御意見が、これよくできているのじゃないかというような御意見だったかと思います。

【委員】 先ほど申し上げましたように、更なる検討が必要な事項ということを踏まえながら、この審議会に参加しています。

それで、私のほうからの教育委員会へ質問なのですが、今年になって、２番目のところに、施設一体型小中一貫校が現状の校地での建設の限りというふうに書いてあります。これちょっと、時間とは関係ない、通学時間とは関係ないのですが、この案では、３階建てを想定して３で割っていますよね。そうすると、基準以内ですよという話になりますよね。

例えば、これからの学校というのは、本当に３階でなければいけないのですか。２階だってい

いわけですね。子どもたちが上下あまり動かないほうがいいし、耐震の関係からしても、2階建てということだって考えられると思うのですね。そのときに、2階建てにしたときには、この敷地の中に学校が建てられるのかどうか、可否はどのようなのでしょうかということを確認したいのです。

つまり、これ2で割ったときに、ちょっと試算すると、何かギリギリみたいな感じになるので、私もちょっとやってみたらギリギリなのですよ。だけど2階は、もうやらないという話なのか、もう3階で全部、どの学校も小中一貫校は3階なのかというと、2階も考えられるのかという話になるわけです。そうなってくると、先ほどの説明の中にあったように、校地のほうが広いほう、広いけれども、今回は狭いほうを選んでいきますよという説明があったでしょう。そうすると、2階を想定するのだったら広い校地のほうを選んだほうがいいじゃないかという意見が出てくるのじゃないかということを前提に御質問してるのです。

つまり、事務局のほうとしては、2階建ての校舎にした場合には、この敷地のシミュレーションでは建設が可能なのかどうかというところは検討されているのかどうか。あるいは、2階、3階といったときにも3階しか考えていないのか、その辺のところを、ちょっと今の段階でどうなのか、実際に校舎を建てる時にいろんな案が出てくるとしますので、その時点でいいと思うのですけれども、やはりこれを検討している中で校舎の形が限定されてしまう、あるいは多様な考え方ができるのかどうかということも今後の議論の中に出てくると思うので、その辺のところを、ちょっとお聞かせいただければ、また今後の話合いにもなります。

【会長】 ありがとうございます。2階では計算してみたかと。

【事務局】 2階で計算すると、この東部、南部では、その後の中央、西部、北部を考えたときに、2階建てで入り切れない可能性があるところもございます。現状として、学校については、低層が望ましいという国の基準がございます。3階建て以下という基準等がございますが、その地域の実情によって、その限りではないということでもただし書きもあるような状況でございます。

実際につきましては、やはり設計の段階で、いろいろな意見を踏まえながら、造っていかねばいけないところでもあると思います。ただ、まだこの位置、学校の配置を考えていく中で、この場所で建てることができないという選択肢を除くために、こちらの基準等を出させていただいております。そういった御理解をいただければと思います。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 分かりました。

【会長】 それから、ちょっと確認なのですが、この提案は、特に6―1の提案で、再編案Bは、第三小（中）学校の位置にて施設一体型小中一貫校と、それからもう一つは、新町（中）小学校の位置にて施設一体型小中一貫校と書いてございますね。これは、狭いほうの学校の敷地でも何とかありますよというようなシミュレーションでしたね。

中学校の分を使わないという話ではないわけですから、この提案をね。小学校の敷地使うかもしれないし、例えば、三小の敷地、使うかもしれないし、中学校も使う、三中使うかもしれない

し、もしくは、三小と、それから三小の両方を用いるかもしれない。この提案は、別に小学校でということでの提案ではないので、そこは誤解なさらないほうがいいかと思います。

委員、答えはそれでよろしいですか。

【委員】 一つ確認ですけど、小中一緒に敷地を使うということも想定されていますか。あわせて使うということ。

【事務局】 資料にありますとおり、第三小学校と第三中学校につきましては、間に道路が通っていますが、こちらも含めて学校用地となっております。なので、場合によっては、そこを全部一体的に活用することも考えられます。

また、新町小学校、中学校、先ほどの東部1地区におきます霞台小学校、泉中学校につきましても道路を挟んで隣接しております。

ただ、道路部分につきましては、学校用地ではもちろんございませんので、廃止して一体的に使うということは難しいとは考えております。

しかし、前回、学校施設の事例等を御紹介させていただいた中でも、空中で校舎をつなぐような事例等もございます。または、片方を校舎、片方をグラウンドといったような形も想定されますので、そういった多目的な使い方はできるとは考えております。

また、補足になりますけれども、建て替えのときにおいて、どちらかの校地を使ってということも想定されるような状況ではございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに御質問等、ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 それでは、東部2地区再編案について、これで決定するということで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 異議なしということで、決定とさせていただきます。

（４）南部地区再編案について

【会長】 それでは、（４）の南部地区再編案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、協議事項の（４）南部地区の再編案について御説明させていただきます。資料7—1を御覧ください。

先ほどと同様に、上段に南部地区の再編案を記載しております。既存の学校として、この地区内には、第二小学校、友田小学校の2つの小学校と、第二中学校を設置しております。

昨年度検討した再編案は2つで、A案として、友田小学校を第二小学校へ再編し、第二小学校と第二中学校を施設分離型小中一貫校とする案と、B案として、友田小学校、第二中学校を第二小学校へ再編し、第二小学校の位置にて施設一体型小中一貫校とする案を検討しておりました。

先ほどの地区と同様に、前提条件として施設一体型を目指すことから、B案を中心に更なる検

討を行うこととしております。

下段の検討すべき視点を御覧ください。

まずは、既存校地において、建設が可能かどうかのシミュレーションとなります。先ほどと同様に、面積の基準等により、(1)は第二小学校の位置にて設置予定の施設一体型小中一貫校としております。

現在の第二小学校の校地面積が1万8,781平方メートルであり、再編における規模が最も大きくなる2045年を想定して、先ほどと同様の内容にて計算を行いますと、表の右端の合計のとおり1万4,274平方メートルとなり、既存校地に収まります。

次に、2の駒木野地区の学区域については、資料7-2を御覧ください。

こちら先ほどの東部2地区と同様に、学校運営協議会委員からいただいた意見となり、駒木野地区は第二小学校より第一小学校のほうが通いやすいのではないかと意見でございます。

地図上の赤の点線で囲った部分が駒木町1から3丁目の駒木野地区となり、第二小学校区でございます。南部は山となるため、吉野街道沿いを中心に住宅が広がっております。

地図上に2つの地点を示しておりますが、左側が駒木町3丁目となり、第二小学校まで徒歩約30分となります。これが第一小学校区となった場合には、徒歩では同様に約30分となりますが、バスを活用すると約20分となります。

また、右側は駒木町1丁目となり、第二小学校まで徒歩約20分となります。ここが第一小学校区となった場合は、徒歩では約25分となりますが、バスを活用すると約20分となります。

このことから、駒木町3丁目においては、バスを活用すれば、若干の負担軽減はございますが、大きな変化とはならないと想定されます。

また、地図の下に、駒木町を除いた場合の学校規模を記載しておりますが、計画目標年度である2059年では、第二中学校が望ましい規模を満たさないこととなります。

次に、資料の7-1の一番下の3、通学時間および通学シミュレーションについては、恐れ入りますが、資料7-3を御覧ください。

先ほどと同様に、再編案に通学シミュレーションおよび学校を中心に、ここでも半径2キロメートル、徒歩で約30分圏内の円で表しております。

また、左下には、再編における時点ごとの学校規模、また、その上の四角の中には再編方法を再掲しております。

この地域も大半は半径2キロメートルに収まりますが、地図上の右下、友田町1丁目等において半径2キロメートルを越えております。こちらは、円の右側にポイントと、そこから左へ向けて青い点線で表しておりますが、友田バス停から玉川神社前まで西東京バスの路線がございます。

通学シミュレーションについては、①と②は先ほどの駒木町3丁目からとなりますが、①は徒歩で約31分、②は途中でバスを活用すると合計で約21分となります。③は現状の友田小学校区の西端として徒歩で約23分、④は友田町1丁目の一番奥を想定して、友田バス停まで徒歩、その後、途中でバスを活用し、合計で約28分となります。

既存の公共交通がうまく接続していない部分もありますが、30分以内での通学が可能なこと、また、本日の協議事項の最初に御説明した前提条件により、公共交通への要望や、場合によってはスクールバスの導入等により、通学への負担軽減も可能なことから、南部地区についても過度な負担はないと考えられます。

以上、南部地区の再編案についての説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

この地区についても2点、まず駒木野地区の学区域について事務局からの説明がありました。具体的には、第一小学校のほうにしてもいいのかもしれないというふうな学校運営協議会からのお話がありまして、まだ検討というか、今この資料7-2になるのです。結果的に、提案としては、資料7-3にありますように、現行どおりということで一小に行くのではなく、今現在でいう二小のほうへ行くというふうな形での提案であります。

それでは、ここで皆様からの御質問とか御意見等ございましたらお願いいたします。

2キロ越えている範囲の④ですね、友田町1丁目について、やはりこれもちょっと気がかりだということで、やはり事務局で歩いてきたということですので、何か報告がありましたらお願いします。

【事務局】 ④がリバーサイドの近く、友田町1丁目の一番端ということになりますので、こちらでも実踏した感想といたしましては、新しい家も建っているということで、実際、ここから現状として通っている児童、または、これから通う可能性のある児童もあるのかなというふうには考えてはおります。

実際に、この④からのバス停までのルートというのは、現状の友田小学校へ通うルートと基本的には変わらないものと考えておりまして、歩道、ガードレールについても少なくとも片側は整備をされております。一部、友田のバス停から西に行って、友田保育園のあたり、一部、歩道が狭くなっている部分もございますが、この吉野街道につきましても、どちらかには必ずガードレールがついているような状況が見受けられましたので、安全性は担保されているという認識でございます。

【会長】 ありがとうございます。この提案の中で、現在の第二小学校の敷地の案ですが、第二中学校の敷地ではない理由について、よかったら事務局のほうで簡単に、昨年の分を含めまして御説明いただけたらありがたいと思います。

【事務局】 こちら、友田小学校、第二小学校、第二中学校と3か所学校がある地区でございます。

第二小学校としては、利点としましては、現状として歩道橋等も設置されているということもございます。また、バス路線からしても、近隣にある二中につきましても、公共交通、バスを活用した場合に、なかなか行きづらい部分もあるというところもございます。

そういった意味も含めまして、校地の面積等を見ても、第二小学校というところで説明させて

いただいております。

【会長】 ありがとうございます。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 では、御意見はないようなので、この南部地区の再編案につきまして、これで決定する……

【委員】 すみません、ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 二中と二小と、どちらかというようなお話の中で、二中は東青梅の駅から、また市役所からも非常に近い、立地条件としては非常にいいのかなというところがあります。

例えば、教員とかを集めていくとか、人が来るというところでは、ちょっと二小は東青梅から遠かったり、バスで来ている、通勤している人も多いので、そのあたりは、それほど変わらないかもしれないのですが、やはり駅から近いというのが大きな魅力の一つにはなるのかな、働く者の立場からすると、そんなふうなところもあるかなと思うのですが、そのあたりは、いかがなのでしょう。

【事務局】 はい。事務局としまして、まずは、子どもたちが通うということを第一に考えさせていただきました。

また、先ほど言いましたように、第二中学校の面積が1万5,000平米弱ということで、第二小学校と比べてかなり狭いところもございます。そういったことを踏まえた上での第二小学校を候補位置として考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員、それで結構ですか。

【委員】 はい。

【会長】 皆さん、お考え、どうですか。

それでは、原案どおりで決定ということに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 異議なしということで、決定とさせていただきます。

5 その他

【会長】 それでは、その他へ移りたいと思います。

5番、その他について事務局からございますか。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長】 特にありませんようなので、この場で質問できなかった事項がありましたら、会議終了後に事務局の教育総務課までお知らせください。

6 閉会

それでは、最後に、副会長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【副会長】 本日より、答申に向けて具体的な協議が始まりました。この審議会は、大変難しい課題を扱っております。ですが、子どもたちのために、いろんな意見をより言っていただきたいと思います。

次回より、きょうの再編案よりも難しい地区になります。ですので、皆様方の御協力により進めたいと思います。

これをもちまして、第17回青梅市立学校施設のあり方審議会を閉会といたします。ありがとうございました。